



2025年度(令和7年度)保険料率及び標準報酬月額の内

標記の件について、保険料率及び標準報酬月額を下記のとおり、決定したのでお知らせいたします。
2025年度保険料は、2024年度と変更がなく一般・介護保険料率の合計が103.2%となります。
2025年度の等級は、2024年度と変更がなく27等級となります。

記

1. 保険料率について

(2025年3月給与支給分から適用される健康保険料率)

(単位:千分比)

		一般保険料率			調整保険料率	合計
		基本保険料率	特定保険料率	合計		
健康保 険料率	事業主	22.289	27.411	49.700	0.80	50.50
	被保険者	15.787	19.413	35.200	0.50	35.70
	小計	38.076	46.824	84.900	1.30	86.20
介護保 険料率	事業主	8.50				8.50
	被保険者	8.50				8.50
	小計	17.00				17.00
					合計	103.20

保険料率 一般保険料率:86.2/1000、介護保険料率:17.0/1000
(2025年2月17日開催第165回組合会にて承認済)

2. 標準報酬月額と保険料の内訳

項目	2025年度	2024年度
1. 等級	27等級	27等級
2. 標準報酬月額 (標準月額範囲)	410,000円 (395,000~425,000)	410,000円 (395,000~425,000)
3. 一般保険料(A) (内 調整保険料)	35,342円 (533円)	35,342円 (533円)
4. 介護保険料(B)	6,970円	6,970円
合計(A+B)	42,312円	42,312円
料率(一般+介護)	103.2/1000	103.2/1000
平均標準報酬月額	415,705円	404,439円

平均標準報酬月額は前年9月30日時点の全加入員平均標準報酬額を適用

3. 適用期間

2025年3月1日 ~ 2026年2月28日
(任意継続被保険者の場合 2025年4月1日 ~ 2026年3月31日)

4. 任意継続被保険者の徴収保険料

- ①退職時の標準報酬月額が保険料計算の月額になります。
 - ②保険料は、退職時の標準報酬月額が2年間適用されます。
- ※任意継続被保険者は本人の申出により資格を喪失することができます。

以上